

通所リハビリテーション利用料金表（1割負担のご利用者）

基本料金 (通常規模)	介護度	サービス提供時間	基本サービス費 (1日につき)	食費(昼食) (1日につき)	日用品費 (1日につき)	1日当たりの 基本料金	1月当たりの基本料金		
							月8回の場合	月12回の場合	
	要介護1	6時間～7時間	710円	520円	200円	1,430円	11,440円	17,160円	
	要介護2		844円			1,564円	12,512円	18,768円	
	要介護3		974円			1,694円	13,552円	20,328円	
	要介護4		1,129円			1,849円	14,792円	22,188円	
	要介護5		1,281円			2,001円	16,008円	24,012円	
送迎を行わなかった場合			47円	基本サービス費より減算します。(片道につき)					
サービス提供体制強化加算(I)			22円	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が7割以上の場合に加算します。					
入浴介助加算(I)			40円	入浴介助を行った場合に加算します。					
リハビリテーション提供体制加算			24円	ご利用者数が25又は端数を増すごとに、リハビリ職員を1人以上配置した場合に加算します。					
加算料金	リハビリテーション マネジメント加算	6月以内	830円	ご利用者のリハビリテーション実施計画を作成し、さらにリハビリテーション会議を定期的開催し、介護支援専門員に情報提供を行うなど、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に、1月に1回加算します。					
		6月超	510円						
	短期集中個別リハビリテーション実施加算			110円	所定の日から3月以内に、集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算します。				
	生活行為向上 リハビリテーション実施加算			1,250円	ご利用者の生活行為内容の充実を図るための目標を組み入れたリハビリテーション実施計画を作成し、リハビリテーションを計画的に行いご利用者の有する能力の向上を支援した場合に6月を限度に月に1回加算します。				
	科学的介護推進 体制加算			40円	ご利用者ごとの心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をリハビリテーション計画へ活用した場合に加算します。				
	口腔・栄養スクリーニング加算(I)			20円	利用開始時及び利用中6月毎に口腔の状態や栄養状態を確認し、担当の介護支援専門員へ情報提供を行った場合に6月に1回を限度に加算します。				
	若年性認知症利用者受入加算			60円	若年性認知症のご利用者、所定のサービスを提供した場合に加算します。				
	重度療養管理加算			100円	要介護度が3以上で所定の病態にあるご利用者に、医学的管理のもとリハビリテーションを行った場合に加算します。				

- ※1. 介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の47に相当する料金を加算します。
- ※2. 特定介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の20に相当する料金を加算します。
- ※3. 介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の10に相当する料金を加算します。

介護予防通所リハビリテーション利用料金表（1割負担のご利用者）

基本料金	介護度	サービス提供時間	基本サービス費 (1月につき)	食費(昼食) (1日につき)	日用品費 (1日につき)	1月当たりの 基本料金	備考	
								要支援1
要支援2	3,999円	9,759円	月8回の場合					
加算料金	事業所評価加算		120円	ご利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上になった場合に加算します。				
	サービス提供体制 強化加算(I)	要支援1	88円	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が7割以上の場合に加算します。				
		要支援2	176円					
	生活行為向上 リハビリテーション実施加算		562円	ご利用者の生活行為内容の充実を図るための目標を組み入れたリハビリテーション実施計画を作成し、リハビリテーションを計画的に行いご利用者の有する能力の向上を支援した場合に6月を限度に月に1回加算します。				
	科学的介護推進体制加算		40円	ご利用者ごとの心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をリハビリテーション計画へ活用した場合に加算します。				
	口腔・栄養スクリーニング加算(I)		20円	利用開始時及び利用中6月毎に口腔の状態や栄養状態を確認し、担当の介護支援専門員へ情報提供を行った場合に6月に1回を限度に加算します。				
若年性認知症利用者受入加算		240円	若年性認知症のご利用者、所定のサービスを提供した場合に加算します。					

- ※1. 介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の47に相当する料金を加算します。
- ※2. 特定介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の20に相当する料金を加算します。
- ※3. 介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の10に相当する料金を加算します。

通所リハビリテーション利用料金表（2割負担のご利用者）

基本料金 (通常規模)	介護度	サービス提供時間	基本サービス費 (1日につき)	食費(昼食) (1日につき)	日用品費 (1日につき)	1日当たりの基本料金	1月当たりの基本料金	
							月8回の場合	月12回の場合
	要介護1	6時間～7時間	1,420円	520円	200円	2,140円	17,120円	25,680円
	要介護2		1,688円			2,408円	19,264円	28,896円
	要介護3		1,948円			2,668円	21,344円	32,016円
	要介護4		2,258円			2,978円	23,824円	35,736円
	要介護5		2,562円			3,282円	26,256円	39,384円
送迎を行わなかった場合			94円	基本サービス費より減算します。(片道につき)				
加算料金	サービス提供体制強化加算(I)		44円	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が7割以上の場合に加算します。				
	入浴加算(I)		80円	入浴加算を行った場合に加算します。				
	リハビリテーション提供体制加算		48円	ご利用者数が25又は端数を増すごとに、リハビリ職員を1人以上配置した場合に加算します。				
	リハビリテーションマネジメント加算	(B)イ	6月以内	1,660円	ご利用者のリハビリテーション実施計画を作成し、さらにリハビリテーション会議を定期的に開催し、介護支援専門員に情報提供を行うなど、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に、1月に1回加算します。			
			6月超	1,020円				
	短期集中個別リハビリテーション実施加算		220円	所定の日から3月以内に、集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算します。				
	生活行為向上リハビリテーション実施加算		2,500円	ご利用者の生活行為内容の充実を図るための目標を組み入れたリハビリテーション実施計画を作成し、リハビリテーションを計画的に行いご利用者の有する能力の向上を支援した場合に6月を限度に月に1回加算します。				
	科学的介護推進体制加算		80円	ご利用者ごとの心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をリハビリテーション計画へ活用した場合に加算します。				
	口腔・栄養スクリーニング加算(I)		40円	利用開始時及び利用中6月毎に口腔の状態や栄養状態を確認し、担当の介護支援専門員へ情報提供を行った場合に6月に1回を限度に加算します。				
	若年性認知症利用者受入加算		120円	若年性認知症のご利用者に、所定のサービスを提供した場合に加算します。				
重度療養管理加算		200円	要介護度が3以上で所定の病態にあるご利用者に、医学的管理のもとリハビリテーションを行った場合に加算します。					

- ※1. 介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の47に相当する料金を加算します。
- ※2. 特定介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の20に相当する料金を加算します。
- ※3. 介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の10に相当する料金を加算します。

介護予防通所リハビリテーション利用料金表（2割負担のご利用者）

基本料金	介護度	サービス提供時間	基本サービス費 (1月につき)	食費(昼食) (1日につき)	日用品費 (1日につき)	1月当たりの基本料金	備考
要支援2	7,998円	13,758円	月8回の場合				
	利用開始から12カ月を超える方		#REF!円	ご利用を開始した日の属する月から12カ月を超えて、ご利用される方に関して基本サービス費より減算します。			
			#REF!円				
加算料金	事業所評価加算		240円	ご利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上になった場合に加算します。			
	サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	176円	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が7割以上の場合に加算します。			
		要支援2	352円				
	生活行為向上リハビリテーション実施加算		1,124円	ご利用者の生活行為内容の充実を図るための目標を組み入れたリハビリテーション実施計画を作成し、リハビリテーションを計画的に行いご利用者の有する能力の向上を支援した場合に6月を限度に月に1回加算します。			
	運動器機能向上加算		#REF!円	運動器機能向上サービスを行った場合に加算します。			
	科学的介護推進体制加算		80円	ご利用者ごとの心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をリハビリテーション計画へ活用した場合に加算します。			
	口腔・栄養スクリーニング加算(I)		40円	利用開始時及び利用中6月毎に口腔の状態や栄養状態を確認し、担当の介護支援専門員へ情報提供を行った場合に6月に1回を限度に加算します。			
若年性認知症利用者受入加算		480円	若年性認知症のご利用者に、所定のサービスを提供した場合に加算します。				

- ※1. 介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の47に相当する料金を加算します。
- ※2. 特定介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の20に相当する料金を加算します。
- ※3. 介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の10に相当する料金を加算します。

通所リハビリテーション利用料金表（3割負担のご利用者）

基本料金 (通常規模)	介護度	サービス提供時間	基本サービス費 (1日につき)	食費(昼食) (1日につき)	日用品費 (1日につき)	1日当たりの 基本料金	1月当たりの基本料金		
							月8回の場合	月12回の場合	
	要介護1	6時間～7時間	2,130円	520円	200円	2,850円	22,800円	34,200円	
	要介護2		2,532円			3,252円	26,016円	39,024円	
	要介護3		2,922円			3,642円	29,136円	43,704円	
	要介護4		3,387円			4,107円	32,856円	49,284円	
	要介護5		3,843円			4,563円	36,504円	54,756円	
送迎を行わなかった場合			141円	基本サービス費より減算します。(片道につき)					
加算料金	サービス提供体制強化加算(I)		66円	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が7割以上の場合に加算します。					
	入浴加算(I)		120円	入浴加算を行った場合に加算します。					
	リハビリテーション提供体制加算		72円	ご利用者数が25又は端数を増すごとに、リハビリ職員を1人以上配置した場合に加算します。					
	リハビリテーション マネジメント加算	(B)イ	6月以内	2,490円	ご利用者のリハビリテーション実施計画を作成し、さらにリハビリテーション会議を定期的に開催し、介護支援専門員に情報提供を行うなど、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に、1月に1回加算します。				
			6月超	1,530円					
	短期集中個別リハビリテーション実施加算		330円	所定の日から3月以内に、集中的に個別リハビリテーションを行った場合に加算します。					
	生活行為向上 リハビリテーション実施加算		3,750円	ご利用者の生活行為内容の充実を図るための目標を組み入れたリハビリテーション実施計画を作成し、リハビリテーションを計画的に行いご利用者の有する能力の向上を支援した場合に6月を限度に月に1回加算します。					
	科学的介護推進体制加算		120円	ご利用者ごとの心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をリハビリテーション計画へ活用した場合に加算します。					
	口腔・栄養スクリーニング加算(I)		60円	利用開始時及び利用中6月毎に口腔の状態や栄養状態を確認し、担当の介護支援専門員へ情報提供を行った場合に6月に1回を限度に加算します。					
	若年性認知症利用者受入加算		180円	若年性認知症のご利用者に、所定のサービスを提供した場合に加算します。					
重度療養管理加算		300円	要介護度が3以上で所定の病態にあるご利用者に、医学的管理のもとリハビリテーションを行った場合に加算します。						

- ※1. 介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の47に相当する料金を加算します。
- ※2. 特定介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の20に相当する料金を加算します。
- ※3. 介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の10に相当する料金を加算します。

介護予防通所リハビリテーション利用料金表（3割負担のご利用者）

基本料金	介護度	サービス提供時間	基本サービス費 (1月につき)	食費(昼食) (1日につき)	日用品費 (1日につき)	1月当たりの 基本料金	備考
要支援2	11,997円	17,757円	月8回の場合				
	利用開始から12 カ月を超える方	要支援1	#REF!円	ご利用を開始した日の属する月から12カ月を超えて、ご利用される方に関して基本サービス費より減算します。			
		要支援2	#REF!円				
加算料金	事業所評価加算		360円	ご利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上になった場合に加算します。			
	サービス提供体制 強化加算(I)	要支援1	264円	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が7割以上の場合に加算します。			
		要支援2	528円				
	生活行為向上 リハビリテーション実施加算		1,686円	ご利用者の生活行為内容の充実を図るための目標を組み入れたリハビリテーション実施計画を作成し、リハビリテーションを計画的に行いご利用者の有する能力の向上を支援した場合に6月を限度に月に1回加算します。			
	運動器機能向上加算		#REF!円	運動器機能向上サービスを行った場合に加算します。			
	科学的介護推進体制加算		120円	ご利用者ごとの心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、受け取った情報をリハビリテーション計画へ活用した場合に加算します。			
	口腔・栄養スクリーニング加算(I)		60円	利用開始時及び利用中6月毎に口腔の状態や栄養状態を確認し、担当の介護支援専門員へ情報提供を行った場合に6月に1回を限度に加算します。			
若年性認知症利用者受入加算		720円	若年性認知症のご利用者に、所定のサービスを提供した場合に加算します。				

- ※1. 介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の47に相当する料金を加算します。
- ※2. 特定介護職員処遇改善加算(I)として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の20に相当する料金を加算します。
- ※3. 介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記により算定した料金(基本サービス費+加算料金)の1,000分の10に相当する料金を加算します。